

藤田医科大学自己点検・評価委員会規程

平成12年規程第6号

施行 平成12年4月5日

改正 令和4年12月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号）第1条の2及び藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号）第1条の2に基づき、教育・研究・診療水準の向上と内部質保証の推進を図り、これらの活動等につき現状を的確に把握し、自ら点検・評価を行うために藤田医科大学自己点検・評価委員会（Committee of Self-Assessment Survey, Fujita Health University）（以下、委員会という）を設け、これらについて必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 副学長 | 1名 |
| (2) 学長補佐 | 1名 |
| (3) 医学部に所属する教員 | 1名 |
| (4) 医療科学部に所属する教員 | 1名 |
| (5) 保健衛生学部に所属する教員 | 1名 |
| (6) 大学事務局事務局長 | |
| (7) 大学事務局総務部長 | |
| (8) 大学事務局学務部長 | |
| (9) 大学事務局研究支援部長 | |
| (10) 大学事務局に所属する職員 | 3名 |
| (11) 法人本部総務部長 | |
| (12) 法人本部経理部長 | |
| (13) 法人本部に所属する職員 | 2名 |
| (14) その他委員長が必要と認める者 | |

2. 前項第1号及び第2号に掲げる委員は、当該各号に掲げる役職者の中から、学長が指名する。

3. 第1項第3号乃至第5号に掲げる委員は、当該各号に掲げる学部に所属する講師以上の教員の中から、学長が指名する。

4. 第1項第10号及び第13号に掲げる委員は、それぞれの所属の主任以上の役職者から学長が指名する。

5. 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の教職員を出席させ、その意見を聴くことができる。

6. 第1項第6号乃至第9号、同第11号及び第12号に掲げる委員は、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、次の各号に掲げる要件を満たした場合に限り、他の職員を代理として出席させることができる。

- (1) 当該委員と同じ所属であり、かつ代理としての役割を担うに相応しい経歴又は経

験を有する者であること

(2) 当該他の職員を代理にすることにつき、委員長の承認が得られていること

(任期)

第3条 前条第1項第1号、第2号、第6号乃至第9号、第11号及び第12号に掲げる委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

2. 前条第1項第3号乃至第5号、第10号、第13号及び第14号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3. 前項の委員に欠員を生じ、これを補充した場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2. 委員会に副委員長を置き、第2条第1項第2号に掲げる委員をもって充てる。

3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の指示あるときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 自己点検・評価の基本方針の策定

(2) 自己点検・評価の実施計画の策定に関する事項

(3) 小委員会から提出された報告書の集約に関する事項

(4) 全学的観点からの自己点検・評価及び自己点検・評価結果委員会報告書の作成に関する事項

(5) その他自己点検・評価に必要な諸問題の検討

(小委員会組織)

第6条 委員会の下に、委員会で協議した方針に従い、自己点検・評価の作業を実施することを目的として、大学の組織ごとに、次の各号に掲げる小委員会を設置する。

(1) 医学部小委員会

(2) 医療科学部小委員会

(3) 保健衛生学部小委員会

(4) 医学研究科小委員会

(5) 保健学研究科小委員会

(6) 研究推進本部小委員会

(7) 大学事務局小委員会

2. 小委員会の委員長は、委員長が前項各号に掲げる小委員会の委員の中から、小委員会ごとに選出する。

3. 小委員会の委員は、委員長が教職員の中から選出する。

(小委員会の業務)

第7条 小委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 当該大学の組織に係る自己点検・評価の実施計画の策定
- (2) 当該大学の組織に係る自己点検・評価の実施及び自己点検・評価報告書の作成
- (3) その他当該大学の組織に係る自己点検・評価に必要な事項

(外部評価委員会)

第8条 外部評価委員会は、その業務として、委員会が提出する自己点検・評価結果委員会報告書に基づき、本学における教育、研究、診療に係る活動状況を評価するとともに、客観的な見地から妥当性の検討及び評価を行い、委員会に対し意見を述べる。

2. 外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 学外の有識者 3名以内
- (2) 藤田医科大学の卒業生 3名以内
- (3) その他学長が必要と認める者 3名以内

3. 第2項第1号に掲げる委員は、他大学の教職員、自治体の関係者等の学外の組織に所属する者であって、学校法人藤田学園の教職員ではない者の中から、学長が選出し、委嘱する。

4. 第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、学校法人藤田学園の教職員ではない者の中から、学長が選出し、委嘱する。

5. 第2項各号に掲げる委員が、学校法人藤田学園の教職員となったときは、委員たる資格を喪失し、委員を退任する。

6. 外部評価委員会に委員長を置き、第2項各号に掲げる委員の中から学長が選出する。

(外部評価委員会の任期)

第9条 前条第2項各号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 外部評価委員会の委員に欠員を生じ、これを補充した場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員長が必要と認めるときに、適宜開催する。

(定足数)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第12条 委員会の議事は、原則として出席した委員全員の合意によるものとする。ただし、全員の合意が得られないときは、出席した委員の3分の2以上の賛成によることができるものとする。

2. 委員長は、前項ただし書の場合は、少数意見を議事録に付記しなければならない。

(メール審議)

- 第13条 委員会は、審議を効率的に行うため、委員長の発議に基づき、すべての委員の同意が得られたときは、委員会の開催に代えて電子メールによる審議を行うことができる。
2. 前項によるメール審議の方法は、内規に定める。

(準用)

- 第14条 第10条、第11条及び第13条は、「委員会」を「小委員会」と読み替えて小委員会に準用する。
2. 第10条乃至第12条は、「委員会」を「外部評価委員会」に、「議事録」を「報告書」に読み替えて外部評価委員会に準用する。

(報告)

- 第15条 小委員会は、委員会に対し、自己点検・評価を行った結果を報告する。
2. 委員会は、小委員会で評価した結果を基に、全学的観点による自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会報告書を作成する。
3. 委員会は、外部評価委員会に対し、前項の自己点検・評価委員会報告書を提出し、その評価を受けなければならない。
4. 委員会は、外部評価委員会の評価結果を踏まえ、自己点検・評価報告書を作成し、全学教学運営委員会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

(議事録)

- 第16条 委員長は、委員会における審議の経過及び結果を、議事録として作成する。
2. 議事録は、藤田医科大学事務局総務部において保存する。

(公表)

- 第17条 委員会は、第15条第4項に定める理事会の承認を得たときは、遅滞なく自己点検・評価結果をホームページで公表するものとする。

(事務)

- 第18条 委員会及び外部委員会に関する事務は、藤田医科大学事務局総務部が行う。

(雑則)

- 第19条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、全学教学運営委員会を経て、学長が定める。

(改正)

- 第20条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、学長の決定による。

附則

1. この規程は、平成12年4月5日から施行する。
2. 平成8年2月22日施行の藤田保健衛生大学・同短期大学自己点検・評価委員会規程を廃止する。
3. 平成20年4月1日一部改正
4. 平成25年4月1日一部改正
5. 平成29年8月1日一部改正
6. 平成30年10月10日一部改正
7. 平成31年4月1日一部改正
8. 令和4年12月1日一部改正